

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑前町長 田頭 喜久己

市町村名 (市町村コード)	筑前町 (40447)	
地域名 (地域内農業集落名)	三箇山ブロック (櫛木、三箇山、黒岩)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手がないことが課題であり、今後地域における担い手の確保に努める必要がある。
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化するとともに、耕作放棄地を解消を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

6次産業として、きずを特産化する。
農業者の高齢化・後継者不足が進む中で、意欲ある就農希望者を受け入れ、中心経営体以外の農業者の耕作地の貸付等を進め、就農者の定着を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者を中心経営体として、新規就農者の育成に取り組む。また他の担い手とも連携し、地域農業の維持を図っていくことで、地域の発展に貢献していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の侵入防止柵や檻の設置状況など対策を行う。
 ③農業の省力化と効率化を目指し、必要に応じてスマート機器を導入していく。
 ⑤きずを特産化する上で、出荷体制の強化に取り組み、販路の確保に努める。
 ⑦長期において保全管理の圃場について、地域と関係機関で話し合い集約化を進める。